

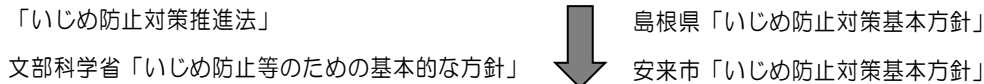
令和5年度 安来市立第二中学校いじめ防止対策基本方針

学校教育目標 「広い視野に立ち 安来の未来を切り拓く 心豊かな生徒の育成」

めざす生徒像

「困難な課題にあきらめずに粘り強く取り組む生徒（強い意志）」 「自ら課題を見つけ他者と協働して考え確かな知識・技能をもとに判断し表現する生徒（確かな学力）」 「自他を大切にし、思いを行動で表すことができる生徒（豊かな心）」 「健康に関心を持ち、主体的に心身を鍛える生徒（たくましい体）」

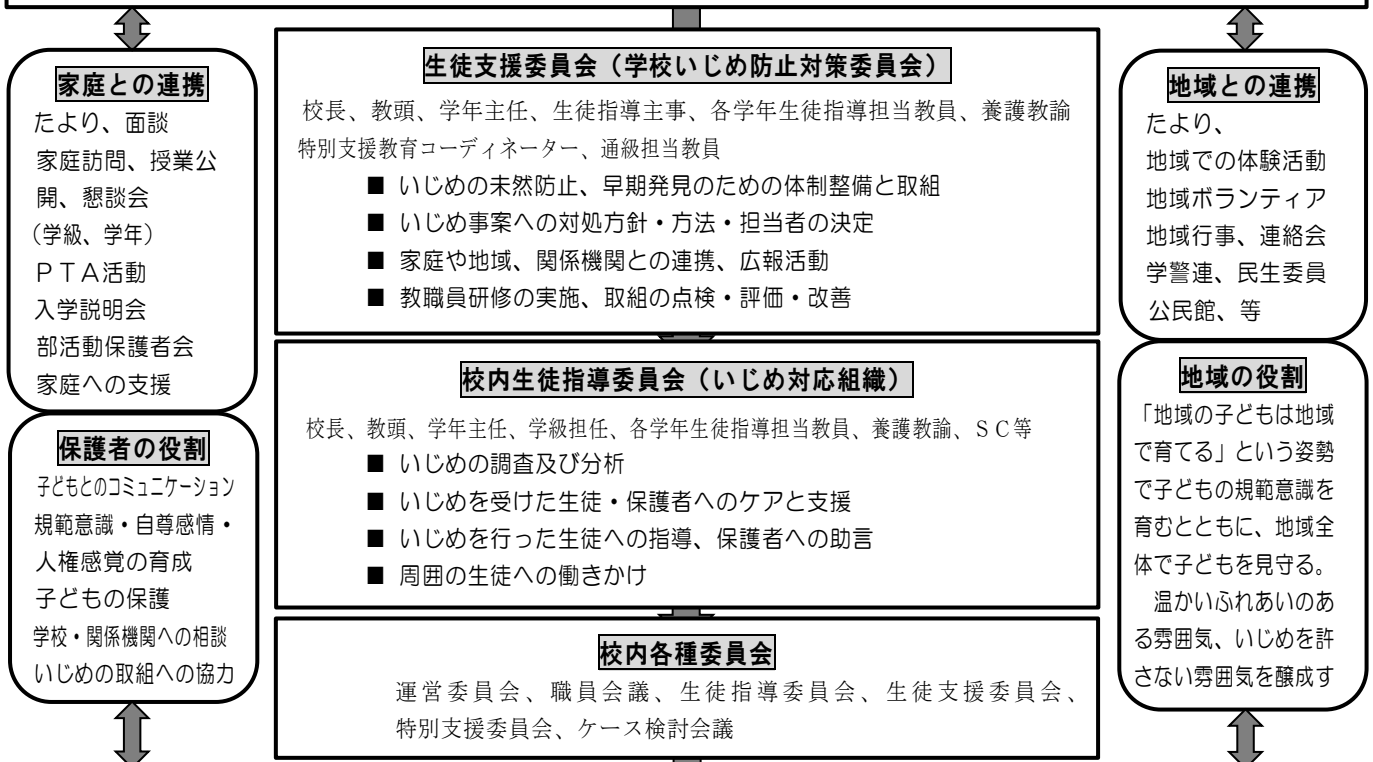
年度目標 「進路保障を柱とした人権教育の推進」 「確かな学力の育成」 「ふるさと・キャリア教育の推進」 「社会に拓かれた学校づくり」



学校いじめ防止対策基本方針

いじめは「いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる」という認識のもと、全校生徒に「いじめは決して許されない行為であることの理解を徹底するとともに、学校全体にいじめを許容しない雰囲気を形成し、生徒が毎日安心して「つながり、高め合う」学校生活を送ることができるよう、家庭・地域・関係機関と連携していじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処に取り組む。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに全校体制で努める。
- (2) 心の居場所となる学校づくり、絆づくりの場となる学校づくりを推進する。
- (3) 多角的な視点で生徒理解に努めるとともに、家庭・地域と連携した取組を行う。
- (4) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。
- (5) いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針を家庭や地域に周知し、連携して取り組む。



家庭との連携

たより、面談
家庭訪問、授業公開、懇談会
(学級、学年)
PTA活動
入学説明会
部活動保護者会
家庭への支援

保護者の役割

子どもとのコミュニケーション
規範意識・自尊感情・
人権感覚の育成
子どもの保護
学校・関係機関への相談
いじめの取組への協力

生徒支援委員会（学校いじめ防止対策委員会）

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、通級担当教員

- いじめの未然防止、早期発見のための体制整備と取組
- いじめ事案への対処方針・方法・担当者の決定
- 家庭や地域、関係機関との連携、広報活動
- 教職員研修の実施、取組の点検・評価・改善

校内生徒指導委員会（いじめ対応組織）

校長、教頭、学年主任、学級担任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、SC等

- いじめの調査及び分析
- いじめを受けた生徒・保護者へのケアと支援
- いじめを行った生徒への指導、保護者への助言
- 周囲の生徒への働きかけ

校内各種委員会

運営委員会、職員会議、生徒指導委員会、生徒支援委員会、特別支援委員会、ケース検討会議

地域との連携

たより、
地域での体験活動
地域ボランティア
地域行事、連絡会
学警連、民生委員
公民館、等

地域の役割

「地域の子どもは地域で育てる」という姿勢
で子どもの規範意識を
育むとともに、地域全
体で子どもを見守る。
温かいふれあいのあ
る雰囲気、いじめを許
さない雰囲気を醸成す

研究主題

**「総合的な学習の時間を軸とした
教科横断的カリキュラムの構築」**

- 「総合的な学習の時間」の改善
- 各授業の授業改善
- 基礎・基本と学習習慣の定着

安来二中校区小中連携協議会

めざす子ども像

- 進んで人とかわりあおうとする子ども
- 主体的に学び、豊かに表現する子ども
- 自分や友達を大切に、共に伸びていこうとする子ども
- 体や心の状態に関心を持ち、友達と関わり合いながら進んで、
体力・健康づくりに取り組む子ども

いじめの未然防止

心の居場所、絆づくりの場となる学校づくり

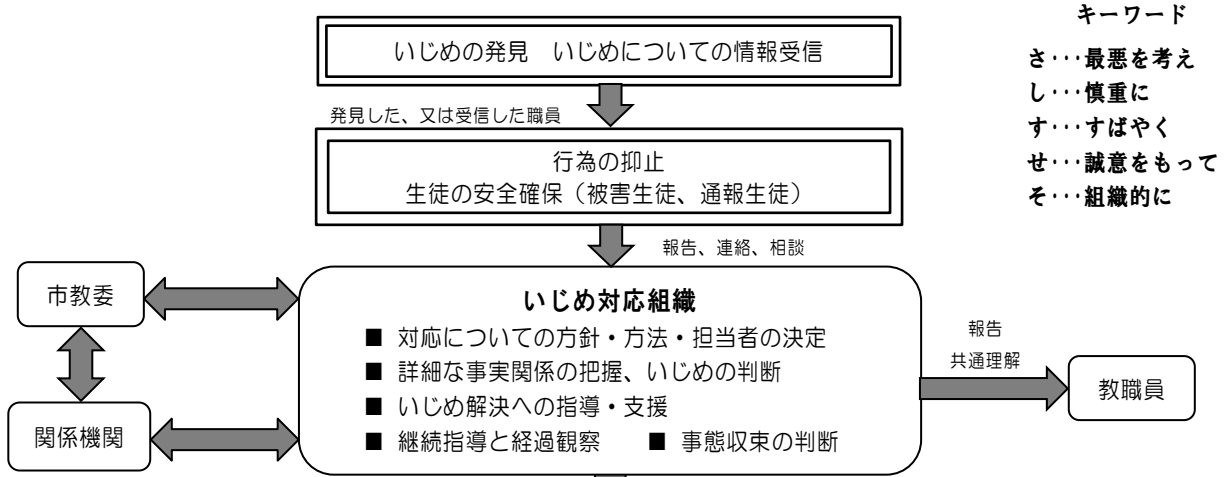
- 学習指導の充実
- 集団づくりの充実
- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
- 体験活動、読書活動の充実
- 生徒の主体的ないじめの問題への取組・生徒会との連携
- 情報モラル教育の充実
- 家庭・地域との連携

いじめの早期発見

生徒理解に努め、小さなサインを見逃さない

- 生徒理解の充実…行動観察、ライフ、健康観察
- 情報の共有…校内委員会、職員朝礼、職員会議
- 相談体制の充実…教育相談、SCによるカウンセリング
- 定期的な調査の実施…Q.U、教育相談前アンケート、学校評価、意識調査
- いじめの調査及び分析
- 教職員の資質向上のための研修の実施

いじめへの対処



キーワード

- さ…最悪を考え
- し…慎重に
- す…すばやく
- せ…誠意をもって
- そ…組織的に

生徒への対応

- ① 家庭連絡・家庭訪問
事実関係と対応についての説明
- ② 関係保護者と情報の一元化
解決、再発防止に向けての協議、連絡
- ④ 被害生徒へのケア
- ⑤ 加害生徒への指導、懲戒
- ⑤ 被害・加害生徒への支援

詳細な事実関係の調査

関係集団への対応

- ① 事実の報告
- ② 関係生徒への配慮
- ③ 自分の問題として捉えさせる
- ④ 再発防止への働きかけ
- ⑤ いじめを許さない、見過ごさない学校づくりの意識啓発

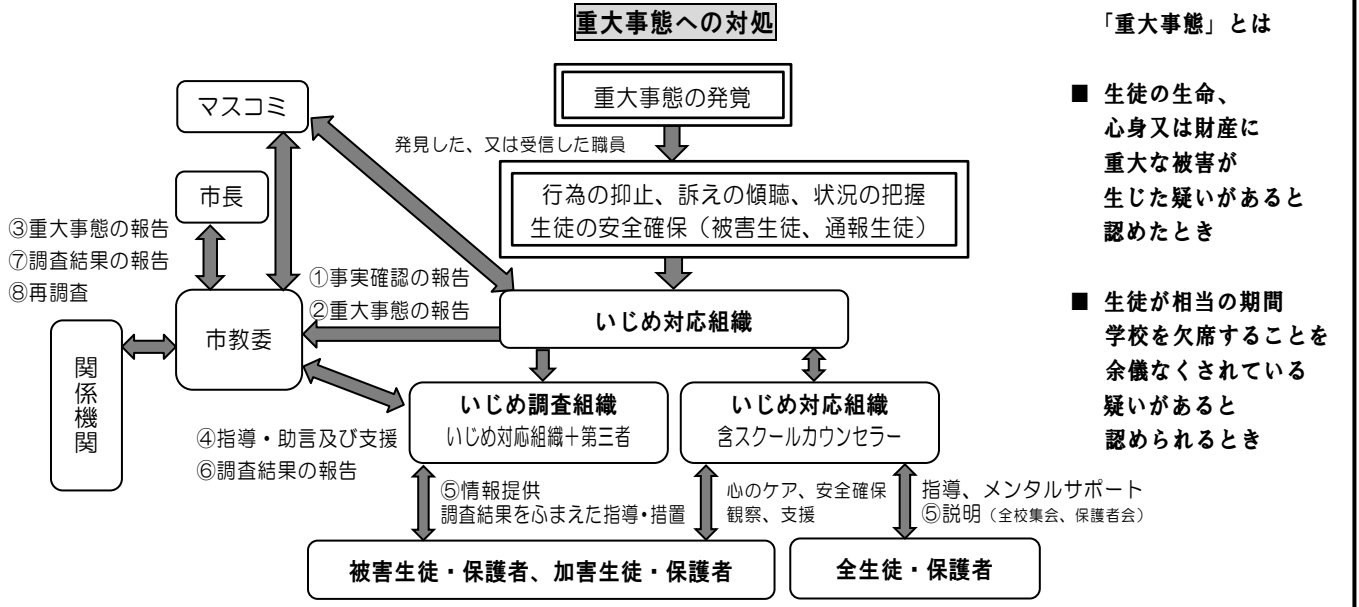
保護者への対応

- ① 把握した事実や対応の説明
- ② 保護者の思い・願いの傾聴
- ③ 支援、助言
- ④ 支援・指導の経過の連絡

関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
- ② 警察との連携
- ③ 医療機関との連携
- ④ 児童相談所との連携

重大事態への対処



「重大事態」とは

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき